○農林水産省告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月二十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市大字上ヶ屋字麓原二四七一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
415390	鈴木健太郎
415392	益田　明
415394	牛島　敏光
415396	白石　直之
415398	山田　信
415400	高田　直美
415402	辻村　裕寛
415404	曳田　貴晃
415406	金岡　慶
415408	吉田　哲朗
415410	西本　一郎
415412	小林　大介
415414	髙島　稔
415416	尾関　亮
415418	古賀　雄子
415420	平田　隆義
415422	岡田　恭幸
415424	山根　智樹
415426	松下　喜洋
415428	内藤　唯貴
415430	武田　真明
415421	松木貞太朗
415423	坪井　僚子
415425	村上　尚史
415427	佐々木俊彰
415429	清水　範久

○経済産業省告示第百五十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十八年五月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	（変更後）	（変更前）
409634	高山　賢二	髙　賢二
412365	加藤　敦子	久保田敦子
413967	片山　紗来	加藤　紗来

○経済産業省告示第百五十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名	登録番号	氏名
107789	半田　哲夫	107865	山本　文彦
301717	塚　正博	403813	坂本　芳則
408573	近藤　隆生		

○経済産業省告示第百六十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年五月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
104242	河田　昭夫

○経済産業省告示第百六十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年五月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
402269	佐藤　聡

○経済産業省告示第百六十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年五月二日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

登録番号	氏名
409024	細田　潔
409064	加茂　雅美
409103	水谷　康夫
409118	坂田　真我
409037	古田　直也
409096	關本　昌宏
409110	渡邉　亘

○経済産業省告示第百六十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年五月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
滋賀県電気工事工業組合	滋賀県草津市青地町二百九十九番一号	平成二十八年五月二十一日
兵庫県電気工事工業組合	兵庫県神戸市兵庫区御崎本町二丁目九番七号	平成二十八年五月二十一日
奈良県電気工事工業組合	奈良県奈良市三条桧町二十九番三号	平成二十八年五月二十一日
和歌山県電気工事工業組合	和歌山県和歌山市岡山丁三十六番地	平成二十八年五月二十一日

○国土交通省告示第七百七十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年五月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5435号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＭＺＭ－ＬＪ１型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉一丁目１番34号
第5436号	〃	ＭＺＭ－ＬＪ２型	〃	〃